統計法改正関係資料

新統計法で変わ	つるこ	۲	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
統計法の概要	• •	• •	• •		•			•		•	• •	•	•	•	•	•	•	2
統計法の全面が	施行ま	での	イメ	トーシ	ÿ	• •	•	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	4
其木計画につい	17				•					•			•	•	•	•		5

新統計法で変わること

作成方法にかかわらず、公的統計全体を対象

(現状)統計調査によって作成される統計のみが対象



加工統計や業務統計を含めた、公的統計全体の体系的整備を推進

<u>公的統計の整備に関する基本計画を策定</u>

(現状)個々の統計調査についての審査・調整による統計の整備



基本計画(計画期間5年、閣議決定)に基づく、政府全体としての総合的・計画的な統計整備を推進

統計データの利用促進、秘密の保護の徹底

(現状)政府が公表した統計数値(集計表)のみの利用



委託に応じた集計による統計の提供、匿名データの提供の制度化により、学術研究等の新たなニーズに対応 利用者の適正管理義務規定等も整備

調査票情報等の適正管理義務、守秘義務(罰則付き)などを統計調査事務の受託者にも明示的に適用

統計委員会の設置

(現状)個別統計調査についての調査審議のみ



基本計画案の調査審議等により、公的統計の総合的・ 体系的整備に寄与

統計法の概要

旧統計法を全部改正(統計報告調整法を廃止)して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1.目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2.公的統計の体系的整備 (第2条~第31条)

- 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけ
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的 統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化(お おむね5年ごとに変更)
- 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・ 客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査(基幹統計調査)における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要 に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備する ことにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査に おける被調査者の負担を軽減

3.統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条~第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供や、匿名性の確保措置を講じた調査票 情報(匿名データ)の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等 の需要に対応(提供の対価として手数料を徴収)
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘 義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統 計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4.統計委員会の設置 (第44条~第51条)

・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

雑則(第52条~第56条)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

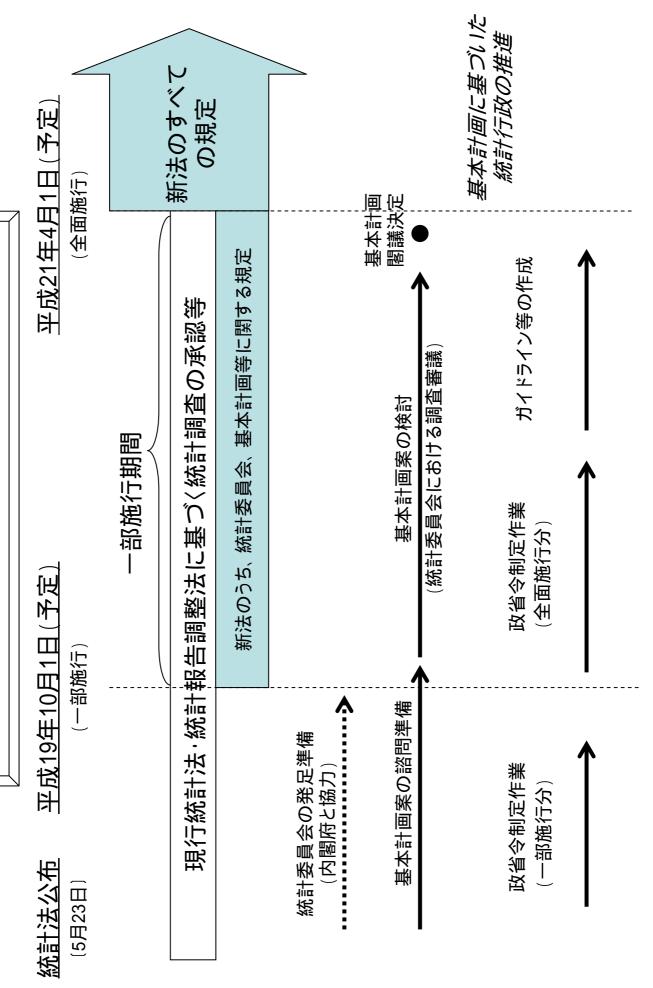
罰則 (第 57 条~第 62 条)

・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査のすべて に拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

<u>施行(附則第1条)</u>

- ・ 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から 起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

統計法の全面施行までのイメージ



基本計画について

計画において定める事項

公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に構ずべき施策 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

作成プロセス

統計委員会の意見を聴いて総務大臣が案を作成し、閣議において決定

案の作成段階において、国民の意見を反映させるために必要な措置(例: パブリックコメント)を講じる必要

計画のフォローアップ、見直し

社会情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえて、 おおむね5年ごと 統計委員会は関係大臣に対して必要な意見を述べることができる 総務大臣が実施状況を取りまとめて、統計委員会に報告 に基本計画を変更